



SYNCLAYER  
MAKING POTENTIAL A REALITY



# 第60期 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時

## 場所

名古屋市中区千代田二丁目21番18号  
シンクレイヤ株式会社 3階会議室  
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
6名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬額改定の件

## 目次

■ 招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	35
■ 計算書類	37
■ 監査報告	39

株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、座席の間隔を広く取るため、ご用意できる座席数に限りがございます。書面（郵送）による事前の議決権行使をご活用頂き、本総会当日のご来場を見合わせて頂きますようお願い申し上げます。

なお、当日までの感染拡大状況や政府等の発表により、本総会の運営を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.synclayer.co.jp/>)にてお知らせいたします。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。  
また、本総会では懇親会の開催、お土産の配布はございません。

## シンクレイヤ株式会社

証券コード：1724

# 株主の皆様へ



## 経営理念

### 社是

- 「愛 仕事に愛情と誇りを持つ」
- 「知 常に研鑽し知識を広げよう」
- 「和 互いの人格を尊重し融和を図ろう」

### 経営理念

「わたしたちは、情報通信分野において常に最先端技術に挑戦し、高度な機器の提供とネットワークシステムの構築を通じて社会に貢献すると共に、会社の発展と社員の幸せをはかる」

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第60期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、ケーブルテレビをはじめとする、放送・通信に携わる事業者様のソリューションプロバイダとして、ご要望に応じた最適なネットワークシステムの提案と構築をとおして、お客様の課題解決を第一に心がけております。

新型コロナウイルス感染症拡大に端を発するニューノーマル時代の到来は、世界的なサステナビリティへの意識の高まりとも相俟って、社会活動全体においてデジタルトランスフォーメーションを加速させています。

当社グループは、更なるネットワーク設備の高度化／高速化需要に応えるため、技術開発力の強化や生産設備の増強、デジタル投資を進め、収益拡大を目指します。

現在取り組んでおります「SDGs」についても、具体的な方針や指標を決定し、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを中心に、情報通信分野を通じて、人びとの生活を豊かに、そして安心・安全に住み続けられるまちづくりに貢献してまいります。

IR活動につきましても、投資家の皆様により分かりやすいご説明を心がけてまいります。

今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2022年3月

代表取締役社長

山口正裕

**第60期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討頂きまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2022年3月29日（火曜日）午後5時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年3月30日（水曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	名古屋市中区千代田二丁目21番18号 シンクレイヤ株式会社 3階会議室（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください）
<b>3 会議の目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第60期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第60期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</li> <li>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</li> </ol>
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
<b>5 インターネット開示に関する事項</b>	<p>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<a href="https://www.synclayer.co.jp/">https://www.synclayer.co.jp/</a>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>連結計算書類の連結株主資本等変動計算書</li> <li>連結計算書類の連結注記表</li> <li>計算書類の株主資本等変動計算書</li> <li>計算書類の個別注記表</li> </ol>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.synclayer.co.jp/>）

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
ください。

日時  
2022年3月30日（水曜日）  
午前10時



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、  
切手を貼らずにご投函ください。

（下記の行使期限までに到着するよう  
ご返送ください）



期 限

2022年3月29日（火曜日）午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書  
株式会社〇〇〇〇 御中 議決権の数 値

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否

〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇

こちらに各議案の賛否を  
ご記入ください。

原案に対する賛否	
号	賛 否
号	賛 否
号	賛 否
但し	を除く
号	賛 否

第1号議案・第2号議案・第4号議案

賛成の場合 → **賛** に○印

反対の場合 → **否** に○印

第3号議案

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

# 株主総会参考書類 議案及び参考事項

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりと致したいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対する利益配分を最も重要な経営課題のひとつと考え、安定的に利益の還元を行うことを基本方針としております。

その方針に基づき、第60期の期末配当は、当社普通株式1株につき6円とし、さらに本年5月2日の当社設立60周年を記念して、これまでの株主の皆様からのご支援に感謝の意を表するため、記念配当5円を加えた1株につき11円としたいと存じます。これにより、中間配当金6円を含めました当期の1株当たり年間配当金は17円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株当たり6円に記念配当5円を加えた <b>11円</b> 配当総額 <b>50,754,264円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年3月31日

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>附則</p> <p>1～2 (条文省略)</p>	<p>附則</p> <p>1～2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条はなお効力を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>本附則3～5は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第3号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会からは、特に指摘すべき事項はありません、との意見を頂いております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	やまぐち まさひろ 山口 正裕	代表取締役社長	再任
2	やまぐち よしたか 山口 嘉孝	常務取締役	再任
3	むらやま たけし 村山 猛	取締役	再任
4	ふくなが なおや 福永 直也	取締役	再任
5	ふじわら のぶあき 藤原 伸昭	取締役	再任
6	いど きよし 井戸 清	取締役	再任

**再任** 再任取締役候補者

候補者番号

1

やま ぐち まさ ひろ  
山 口 正 裕

再任

**生年月日**

1954年8月20日生

**所有する当社の株式数**

15,700株

**在任年数**

33年10ヶ月

**取締役会出席状況**

22/23回

**略歴、当社における地位及び担当**

1982年6月 当社入社  
 1988年5月 当社取締役海外事業部長  
 1989年5月 当社常務取締役  
 1990年2月 (株)愛起(現 ケーブルシステム建設(株)) 取締役  
 1991年6月 当社専務取締役  
 1994年5月 当社代表取締役社長(現任)  
 1994年9月 愛知電子(中山)有限公司 董事長(現任)  
 2011年6月 ケーブルシステム建設(株)代表取締役社長  
 2014年10月 奥田電気工業(株)代表取締役社長(現任)

**重要な兼職の状況**

愛知電子(中山)有限公司 董事長  
 奥田電気工業(株)代表取締役社長

**取締役候補者とした理由**

代表取締役社長として、経営判断、経営執行、経営監督において十分な役割を果たしており、当社の企業価値・株主価値向上の実現及び当社の持続的な成長のため、引き続き取締役の任にあたるのが最適であると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 2

やま ぐち よし たか  
山 口 嘉 孝

再任

生年月日

1961年3月3日生

所有する当社の株式数

118,700株

在任年数

8年9ヶ月

取締役会出席状況

23/23回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 当社入社  
2009年4月 当社製造部長  
2013年4月 当社可児工場長兼製造部長  
2013年6月 当社取締役可児工場長兼製造部長  
2018年4月 当社取締役可児工場長  
2018年11月 当社取締役可児工場長兼品質保証部長  
2021年3月 当社常務取締役可児工場長兼品質保証部長  
2021年9月 愛知電子（中山）有限公司董事（現任）  
2022年1月 当社常務取締役可児工場長（現任）

#### 重要な兼職の状況

愛知電子（中山）有限公司董事

#### 取締役候補者とした理由

長年にわたり当社製造部門に携わり、開発・生産拠点の基盤づくりに貢献してまいりました。製造に関する広い見識と経営に関する豊富な業務経験を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

むらやま  
村山たけし  
猛

再任

## 生年月日

1957年10月3日生

## 所有する当社の株式数

22,500株

## 在任年数

4年9ヶ月

## 取締役会出席状況

23/23回

## 略歴、当社における地位及び担当

1993年11月 当社入社  
 2009年7月 当社管理部長  
 2014年10月 奥田電気工業(株)取締役（現任）  
 2016年10月 当社執行役員総務部長  
 2017年6月 当社取締役総務部長  
 2018年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長  
 2019年1月 当社取締役管理本部長兼総務部長  
 2021年3月 ケーブルシステム建設(株)取締役（現任）  
 2021年9月 愛知電子（中山）有限公司董事（現任）  
 2022年1月 当社取締役管理本部長（現任）

## 重要な兼職の状況

ケーブルシステム建設(株)取締役  
 奥田電気工業(株)取締役  
 愛知電子（中山）有限公司董事

## 取締役候補者とした理由

長年にわたり当社管理部門に携わり、豊富な経験と知見に基づいた適切かつバランスのとれた判断力を有しております。当社の持続的な成長と企業価値向上を推進していくための経営基盤の強化に取り組むうえで適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号 4

ふく なが なお や  
福永 直也

再任

生年月日

1961年11月17日生

所有する当社の株式数

7,800株

在任年数

3年9ヶ月

取締役会出席状況

23/23回

候補者番号 5

ふじ わら のぶ あき  
藤原 伸昭

再任

生年月日

1965年1月21日生

所有する当社の株式数

1,260株

在任年数

1年

取締役会出席状況

17/17回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1990年2月 当社入社  
2010年4月 当社東京支社長  
2016年4月 当社中部支店長  
2016年10月 当社執行役員中部支店長  
2018年4月 当社執行役員営業本部長兼中部支店長  
2018年6月 当社取締役営業本部長兼中部支店長（現任）

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門に携わり、時代とともに変化する顧客のニーズを的確に捉え、当社事業の成長に貢献してまいりました。豊富な経験・実績と事業領域全般に係る幅広い知見を活かし、営業部門の統括責任者として適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

#### 略歴、当社における地位及び担当

2018年10月 (株)三菱UFJ銀行より当社出向  
2019年10月 当社経理部長（出向解除）  
2020年4月 当社執行役員経理部長  
2021年3月 当社取締役経理部長（現任）  
2021年3月 奥田電気工業(株)常務取締役（現任）  
2021年9月 愛知電子（中山）有限公司監事（現任）

#### 重要な兼職の状況

奥田電気工業(株)常務取締役  
愛知電子（中山）有限公司監事

#### 取締役候補者とした理由

経理・財務をはじめ経営管理全般における多角的な見地により、業務推進を図ってまいりました。今後も豊富な経験と高い見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値の向上を推進していくための経営基盤の強化に取り組むうえで適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

井戸

清

再任

## 生年月日

1968年7月20日生

## 所有する当社の株式数

1,860株

## 在任年数

1年

## 取締役会出席状況

17/17回

## 略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 当社入社  
 2018年4月 当社技術部長  
 2020年1月 当社技術部長兼営業企画部専任部長  
 2020年4月 当社執行役員技術部長兼営業企画部専任部長  
 2021年3月 当社取締役技術部長（現任）

## 重要な兼職の状況

なし

## 取締役候補者とした理由

長年にわたり技術開発部門に携わり、情報通信分野の絶えず変化するニーズを的確に捉え、競争力のある製品開発に貢献してまいりました。豊富な経験・実績と事業領域全般に係る幅広い知見を活かし、技術部門の責任者として適切な人材と判断し、取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約に係る保険料は、その一部を被保険者が負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は任期途中に更新される予定であり、その保険料は次回更新時から全額会社負担とする予定です。
3. 所有する当社の株式数は、2021年12月31日現在の株式数を記載しております。

#### 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2002年6月27日開催の第40期定時株主総会において年額1億3,000万円以内とご決議いただき、監査等委員会設置会社に移行した2021年3月30日開催の第59期定時株主総会においても同額でご決議いただき今日に至っておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、今後の事業規模拡大やコーポレート・ガバナンス体制強化等に伴う取締役員数の増加など機動的な運用を可能とするため、取締役の報酬額を、改めて年額1億8,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したいと存じます。

現在の取締役は6名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

当社の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等は事業報告（後記26頁）に記載のとおりですが、本議案は当該方針等に沿って、取締役会で決定しており、相当であると考えております。

以上

## 添付書類

## 事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、長期にわたって経済活動が抑制されるなど、厳しい状況で推移しました。ワクチン接種が進んだことにより感染拡大状況は一時落ち着きを見せ、政府の施策等により一部持ち直しの動きも見られたものの、オミクロン株による感染再拡大の懸念や、原油や原材料価格の高騰による影響などリスクの高まりもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

ケーブルテレビ業界におきましては、ケーブルテレビ加入世帯数は2021年3月末時点でわが国の総世帯普及率約52.4%にあたる約3,117万世帯（前年同月末加入世帯数は約3,091万世帯）と緩やかな増加が続いております。特に、通信サービス（インターネット、電話、ケーブルスマホ、WiFiなど）での増加が顕著であり、放送と通信両方のサービスを提供する重要な社会基盤としての役割を担っております。

株式会社MM総研がまとめた「ブロードバンド回線事業者の加入件数調査」においても、2021年9月末時点のFTTH（光回線サービス）契約数は3,601.4万件と、2021年3月末から半年で100万件以上の増加となりました。2021年3月から2024年3月までの年平均成長率は4%程度で継続的に拡大すると予測されており、通信分野全体として、引き続き高水準の伸びとなる見込みです。

これらを背景とした官民一体の取り組みとして、地理的に条件不利な地域において伝送路設備等の整備を支援するための「高度無線環境整備推進事業」（総務省）等、ネットワークの更なる高度化のための環境整備事業や、社会構造の変化により発生する地域課題の解決に向けた技術革新事業が引き続き進められました。当社におきましても、既存事業への受注活動を進めるとともに、「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」（総務省）に選定された「ローカル5Gを活用した港湾内安全管理に向けた実証実験」へ参画するなど、新たな需要の創出・獲得のための事業にも積極的に取り組んでおります。

そのような状況のもと、当社グループは高速大容量化並びに高い安定性確保のためのインターネット接続サービス用センター設備強化を含むFTTH化工事の受注拡大や、宅内に設置する通信系機器全般の受注及び販売拡大に注力いたしました。また、世界的な半導体不足による生産への懸念がありましたが、サプライチェーンを駆使した部材調達等による生産・物流体制維持に努めた結果、連結売上高は13,061百万円（前期比19.9%増）となりました。通信系機器全般の受注及び販売の伸長に加え、コロナ禍によるリスク管理のため大型工事の進捗を早めたことから、売上が前倒しとなり、連結売上高の大幅な増加に繋がりました。

利益面では、売上の増加に加え、業務効率の向上による原価低減や販売管理費の抑制及び為替差益計上により、営業利益は1,208百万円（同58.0%増）、経常利益は1,319百万円（同87.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は871百万円（同64.5%増）となり、いずれも上場来最高益を更新いたしました。

<b>売上高</b>	<b>経常利益</b>
13,061 百万円	1,319 百万円
<b>営業利益</b>	<b>親会社株主に帰属する 当期純利益</b>
1,208 百万円	871 百万円

各部門の業績は、次のとおりであります。

### トータル・インテグレーション部門<sup>※1</sup>

売上高  
**6,219** 百万円

高速大容量化に伴うインターネット接続サービス用センター設備強化を含むFTTH化工事をコロナ禍によるリスク管理のため前倒しで進捗したことにより、当部門の連結売上高は6,219百万円（前期比2.5%増）となりました。



### 機器インテグレーション部門<sup>※2</sup>

売上高  
**6,842** 百万円

放送系機器全般の堅調な推移とともに、特に宅内に設置する通信系機器全般の受注及び販売が伸長したことにより、当部門の連結売上高は6,842百万円（同41.8%増）となりました。



※1 トータル・インテグレーション部門・・・施設の構築に関し、システム全般を効率的にまとめ上げ、システムの設計、機器の選定、施工、保守管理等を行う

※2 機器インテグレーション部門・・・システムに最適な機器の選定、販売を行う

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は174百万円となり、その主たるものは金型、測定器等の生産及び研究開発用の設備に対する投資によるものです。これらの所要資金は、自己資金によっております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）が行使されたことに伴い、843百万円の資金調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、放送・通信事業者の継続的な設備増強を背景に、FTTHシステム、情報通信システム等の開発・販売を推進し、その普及に貢献してまいりました。

タブレットやスマートフォン等個人端末の普及に加えて、HD（高精細）映像などの高品質なコンテンツの流通や、昨今認知度の高まりを見せているeスポーツ、インターネット上の仮想空間であるメタバースなどにより、インターネットトラフィックは急速に増加しております。そのような状況に対応するため、次世代の通信インフラ普及が進められており、ケーブルテレビ事業者を含めた通信事業者における、通信ネットワークの高機能化・高速化・高い安定性確保のための設備投資需要は今後も続いていくものと思われまます。

一方で、半導体などの部品価格の高騰と調達不足、原油価格の上昇による物流コスト増加等の懸念がある中でもユーザーの低コスト化ニーズは強く、事業を取り巻く環境はより厳しくなるものと想定されるため、以下の取り組みを行ってまいります。

技術開発関連では、高速化されたインフラを利用した、放送系光機器、通信系光機器需要の継続的な増加が見込まれることから、愛知県名古屋市に新たな技術開発拠点を建設し、システム、機器開発及びこれらを制御するソフトウェアの開発と共に最適な提案を進めるなど、これまで培ってきたインテグレーション能力を最大限に活かし、タイムリーにソリューションを提供してまいります。また、今後益々伸びて行く情報通信分野での他社との差異化を図るべく競争力のある製品開発に注力してまいります。

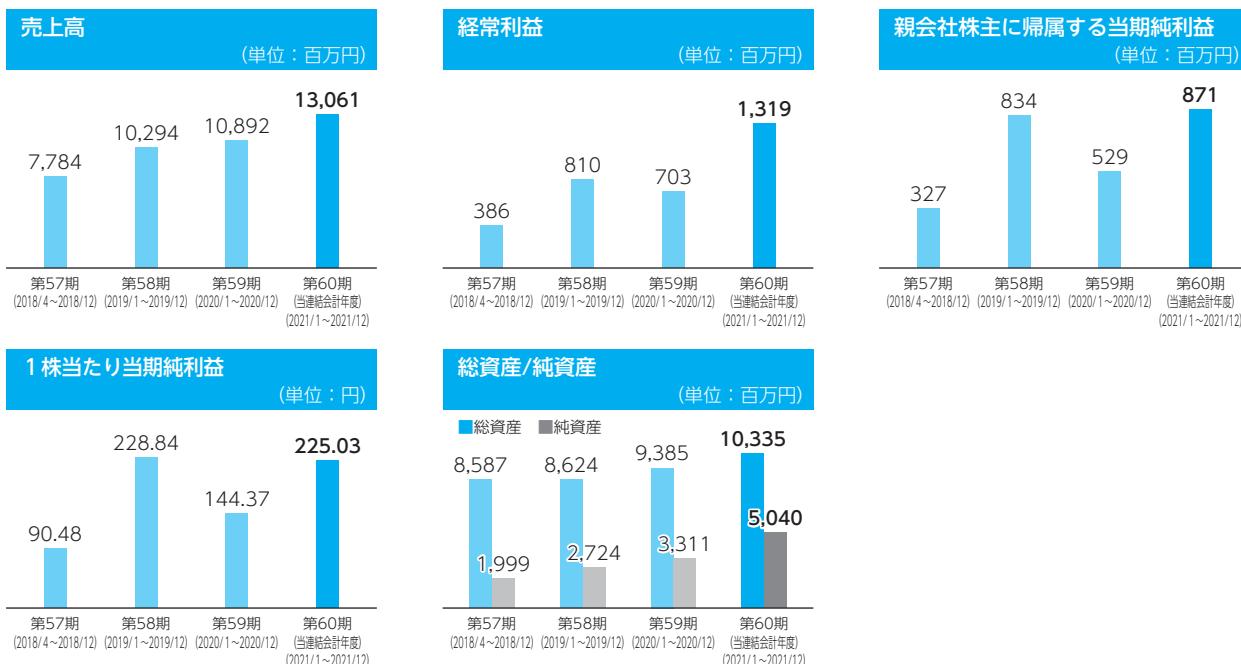
営業関連では、情報通信関連企業への営業強化、保守サービスの充実を図るとともに、戦略的なパートナーシップ提携などによる新市場の開拓や新規取引先の受注獲得にも積極的に挑戦してまいります。また、ケーブルテレビ業界との強い関係性を活かしたコンサルティングなど、地域・顧客に合わせた設備投資の提案により、新たな需要を創出してまいります。

また、顧客の低コストニーズに対応するため、海外製造工場の活用、購入部品の一元管理、在庫の低減などの生産体制の見直しや工事原価の一元管理などによる経費削減に取り組んでまいります。

財務関連では、自己資本比率の向上を進め、安定かつ継続的な利益を生み出す企業体質を維持してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区分		第57期 (2018/4~ 2018/12)	第58期 (2019/1~ 2019/12)	第59期 (2020/1~ 2020/12)	第60期 (当連結会計年度) (2021/1~2021/12)
売上高	(百万円)	7,784	10,294	10,892	13,061
経常利益	(百万円)	386	810	703	1,319
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	327	834	529	871
1株当たり当期純利益	(円)	90.48	228.84	144.37	225.03
総資産	(百万円)	8,587	8,624	9,385	10,335
純資産	(百万円)	1,999	2,724	3,311	5,040

- (注) 1. 第57期においては、新4K8K衛星放送や高度化するインターネットサービスへの対応を背景とした、FTTH関連及びHFC向け広帯域増幅器等、既存の同軸ケーブルを主体とした伝送路を高度化する機器も堅調に増加したことから、連結売上高は7,784百万円、営業利益は369百万円、経常利益は386百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は327百万円となりました。なお、第57期は、決算期変更により2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月間となっております。このため、対前年増減率を記載しておりません。
2. 第58期においては、新4K8K衛星放送開始に伴うインフラ整備やローカル5Gの認定申請、地域情報や緊急情報の告知放送への取り組みなど、官民一体となった技術革新が期待されており、これらを背景とした、FTTHへの移行やより帯域を拡大化した伝送路システムへの更新などの受注が堅調に増加したことから、連結売上高は10,294百万円、営業利益は760百万円、経常利益は810百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は834百万円となりました。なお、第57期は、決算期変更により2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月間となっております。このため、対前年増減率を記載しておりません。
3. 第59期においては、政府による電気通信政策を活用した、ケーブルテレビ事業者による地域におけるデジタルトランスフォーメーションの担い手としてのインフラ整備が進み、これらを背景としたFTTH工事及び機器販売の受注に注力した結果、連結売上高は10,892百万円（前期比5.8%増）となりました。利益面では、営業利益は765百万円（同0.7%増）となりましたが、為替予約による期末時の想定以上の円高の影響もあり、経常利益は703百万円（同13.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は529百万円（同36.5%減）となりました。
4. 第60期（当連結会計年度）の状況につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」をご参照ください。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		第57期 (2018/4～ 2018/12)	第58期 (2019/1～ 2019/12)	第59期 (2020/1～ 2020/12)	第60期 (当事業年度) (2021/1～2021/12)
売上高	(百万円)	7,007	9,674	10,333	12,556
経常利益	(百万円)	378	693	671	1,315
当期純利益	(百万円)	332	745	511	882
1株当たり当期純利益	(円)	91.82	204.50	139.41	227.86
総資産	(百万円)	8,007	8,012	8,814	9,717
純資産	(百万円)	1,785	2,501	2,998	4,701

(注) 第57期につきましては、決算期変更により2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月間となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
ケーブルシステム建設株式会社	20	100.00	ケーブルテレビシステムの設計、施工、メンテナンス
愛知電子（中山）有限公司	17,826千人民元	100.00	ケーブルテレビ機器及び関連機器の製造、販売
奥田電気工業株式会社	20	100.00	業務用無線機の販売、施工、保守、免許申請代行

## (7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、ケーブルテレビシステムおよび情報通信システムの最適化を図ることを目的としたシステム・インテグレーション事業を主な事業としております。

事業の内容といたしましては、ケーブルテレビ事業者などの放送・通信事業者に対して、その施設の構築に関し、システム全般を効率的にまとめ上げ、システムの設計、機器の選定、施工、保守管理等を行う「トータル・インテグレーション部門」と、システムに最適な機器の選定、販売を行う「機器インテグレーション部門」があります。

また、このほかにビルや集合住宅のテレビ共聴システムの設計・施工、電波障害対策施設の構築や大規模コンベンション施設内のデータ通信機能の構築など、ケーブルを利用した一定エリア内でのネットワーク構築を行っております。

当事業の主要な販売先でありますケーブルテレビ事業者の持つ課題、要望を解決するため、「事業計画分析・支援」、「ネットワーク設計」、「ネットワーク構築」、「システム運用支援、保守」等の包括的なきめの細かいサービスの提供を行っております。

**(8) 主要な営業所及び工場** (2021年12月31日現在)**① 当社**

名称	所在地	名称	所在地
本社	名古屋市中区	西日本支店 大阪営業部	大阪市東淀川区
東京支社 東京営業部	東京都墨田区	山陰営業所	鳥取県米子市
東北営業所	仙台市太白区	広島営業所	広島市西区
中部支店 名古屋営業部	名古屋市中区	九州支店 福岡営業部	福岡市博多区
中部北陸営業所	岐阜県可児市	可児工場	岐阜県可児市
三重営業所	三重県津市		

**② 子会社**

名称	所在地
ケーブルシステム建設株式会社	名古屋市中区
愛知電子(中山)有限公司	中華人民共和国 広東省 中山市
奥田電気工業株式会社	名古屋市中区

**(9) 使用人の状況** (2021年12月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
289名	14名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く)であり、臨時使用人(年間平均人員30名)は含んでおりません。  
2. 当社グループはケーブルシステム・インテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	5名減	43.5歳	19.0年

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、臨時使用人(年間平均人員23名)は含んでおりません。

**(10) 主要な借入先** (2021年12月31日現在)

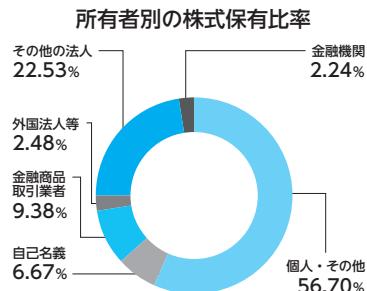
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	423
株式会社十六銀行	123
株式会社商工組合中央金庫	100

## 2 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 11,735,120株

(2) 発行済株式の総数 4,943,780株

(注) 1. 上記には、自己株式329,756株を含みます。  
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は910,000株増加しております。



(3) 株主数 2,548名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社MA S B u d d y	873,530	18.93
山口嘉孝	118,700	2.57
シンクレイヤ社員持株会	116,110	2.51
川本志保子	103,700	2.24
楽天証券株式会社	87,900	1.90
田中幸夫	81,300	1.76
山口愛子	80,880	1.75
佐久間憲文	78,500	1.70
株式会社三菱UFJ銀行	72,000	1.56
松井証券株式会社	65,000	1.40

(注) 1. 当社は、自己株式を329,756株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	16,500	6
取締役 (監査等委員)	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26頁「4. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社の従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 正 裕	愛知電子(中山)有限公司 董事長 奥田電気工業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	山 口 嘉 孝	可児工場長 愛知電子(中山)有限公司 董事
取締役	村 山 猛	管理本部長 ケーブルシステム建設株式会社 取締役 愛知電子(中山)有限公司 董事 奥田電気工業株式会社 取締役
取締役	福 永 直 也	営業本部長
取締役	藤 原 伸 昭	経理部長 愛知電子(中山)有限公司 監事 奥田電気工業株式会社 常務取締役
取締役	井 戸 清	技術部長
取締役(常勤監査等委員)	國 江 敏	ケーブルシステム建設株式会社 監査役 奥田電気工業株式会社 監査役
取締役(監査等委員)	葛 谷 昌 浩	公認会計士葛谷昌浩事務所 所長 東洋電機株式会社 社外取締役 監査等委員
取締役(監査等委員)	清 水 綾 子	石原総合法律事務所 弁護士 愛知紛争調整委員会 委員 名古屋市情報公開審査会 委員 愛知県建設工事紛争審査会 会長 司法委員 愛知県弁護士会紛争解決センター あっせん・仲裁人 株式会社MTG 社外取締役(監査等委員) 名古屋テレビ放送株式会社 オンブズ6 委員 アイカ工業株式会社 社外取締役 法制審議会 民事訴訟法(IT化関係) 部会委員

- (注) 1. 葛谷昌浩、清水綾子の両氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役（監査等委員）葛谷昌浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役（監査等委員）清水綾子氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、葛谷昌浩、清水綾子の両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の活動の実効性の確保と情報収集力の強化を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2021年3月30日開催の第59期定時株主総会における異動
- |    |              |    |     |
|----|--------------|----|-----|
| 就任 | 取締役          | 藤原 | 伸昭氏 |
| 就任 | 取締役          | 井戸 | 清氏  |
| 就任 | 取締役（常勤監査等委員） | 國江 | 敏氏  |
| 就任 | 社外取締役（監査等委員） | 葛谷 | 昌浩氏 |
| 就任 | 社外取締役（監査等委員） | 清水 | 綾子氏 |
| 退任 | 専務取締役        | 青山 | 繁行氏 |
| 退任 | 常務取締役        | 國江 | 敏氏  |
| 退任 | 監査役（常勤監査役）   | 成田 | 篤彦氏 |
| 退任 | 監査役          | 葛谷 | 昌浩氏 |
| 退任 | 監査役          | 清水 | 綾子氏 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害（ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為や犯罪行為に起因する場合等、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は被保険者が一部負担しておりますが、次回更新後は全額会社負担とする予定です。

## (4) 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては、各職責と業績等に対する貢献度に基づき、同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（株式報酬）により構成し、支払うこととする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会の決議により決定するものとする。

#### 3. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結業績の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として事業年度終了後3ヶ月以内に決定し、年1回支給する。目標となる業績と目標値は、経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、譲渡制限付株式（取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式割当契約の締結により割当を受けた日から5年間までの間で取締役会が予め定める期間とし、譲渡制限期間中、継続して取締役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）とし、その付与数は役位に応じて決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準より、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会（および5.の委任をうけた代表取締役社長）は、目標値と外部環境を考慮した上で、事業年度ごとの業績向上と中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上のバランスを踏まえ、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬が適切な比率となるよう決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、非金銭報酬は取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	120 (-)	77 (-)	29 (-)	14 (-)	8 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	7 (2)	7 (2)	- (-)	- (-)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	130 (4)	86 (4)	29 (-)	14 (-)	14 (5)

- (注) 1. 上記には、2021年3月30日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役3名(うち社外監査役3名)を含んでおります。このうち、退任取締役1名と、退任監査役2名につきましては、同株主総会終結の時をもって退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、取締役及び監査役在任期間分は取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査役に、監査等委員在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標には経常利益を採用しており、当事業年度の実績は1,319百万円であります。その採用理由は、当該指標が単年度の会社の収益力を示しており、取締役の報酬算定の基礎としてふさわしいものと判断したためであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第40期定時株主総会において年額1億3,000万円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。
6. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第59期定時株主総会において年額1億3,000万円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年3月30日開催の第59期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として、年額3,000万円以内、株式数の上限を年60,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名であります。
7. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第59期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
8. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第40期定時株主総会において年額2,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
9. 取締役会は、代表取締役山口正裕に対し、各取締役の基本報酬の額及び監査等委員である取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(ご参考) 監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬について、報酬体系の考え方、報酬額算定方法等を確認し、妥当であると判断します。

## ハ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

区分	員数(名)	報酬等の額(百万円)
社外監査役	1	0
合計	1	0

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

- イ. 社外取締役(監査等委員)葛谷昌浩氏は、公認会計士葛谷昌浩事務所の所長であり、また東洋電機株式会社の社外取締役監査等委員であります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ロ. 社外取締役(監査等委員)清水綾子氏の所属している石原総合法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、主要な取引先ではなく、取引金額も極めて僅少であります。また、同氏はその他の兼職として、株式会社MTGの社外取締役(監査等委員)、アイカ工業株式会社の社外取締役、愛知県争調整委員会委員、名古屋市情報公開審査会委員、愛知県建設工事紛争審査会会長、司法委員、名古屋テレビ放送株式会社オンブズ6委員、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会委員及び愛知県弁護士会紛争解決センターあっせん・仲裁人ですが、当社とその他の兼職先との間には、特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役(監査等委員) 葛谷昌浩	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、監査役として5回、監査等委員として14回出席しました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜必要な発言を行っております。また、監査役会1回中0回、監査等委員会9回中7回出席しました。監査役会及び監査等委員会においては、当社の財務、会計並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役(監査等委員) 清水綾子	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、監査役として4回、監査等委員として16回出席しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜必要な発言を行っております。また、監査役会1回中1回、監査等委員会9回中9回出席しました。監査役会及び監査等委員会においては、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

栄監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。なお、当社は2021年3月30日をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価であります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法律や社会的な倫理、規範を守って行動する法令遵守（以下「コンプライアンス」）体制に係る規程を整備し、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、内部統制の構築及び維持・向上を推進する。

監査法務部は、当社及び子会社各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行う。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として内部通報制度を構築し運用する。

（運用状況の概要）

取締役会は、社内規程に基づき上程された各議案についての審議、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされ決議されました。

また、監査法務部は、当社社内基準に基づいて本年監査すべき当社及び子会社に対しての内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行いました。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

（運用状況の概要）

取締役会議事及び関係書類等、取締役の職務執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に記録及び保存しています。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程及び体制

当社及び子会社はリスク管理に係る規程を整備し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応は、管理本部にて行うものとする。

監査法務部は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告する。また、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

(運用状況の概要)

関連する社内規程に基づき、当社に関わるリスクの識別や分析を行い、適切に対応しています。

また、監査法務部は各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告しました。

#### ④ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ・社内規程による職務権限・意思決定ルールの整備及び明確化。
- ・経営に関する重要な事項につき多面的な検討を行うため、経営会議にて協議する。
- ・取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期予実管理の実施。

(運用状況の概要)

関連する社内規程により明確化された職務権限及び意思決定ルールに基づき、適切に業務遂行しています。

また、策定した中期経営計画及び年度計画に基づき、各部門の具体的な年度目標について、月次、四半期ごとに予実管理を実施することで総括・見直しを図り、効率的な業務遂行を行っています。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社に対して、関係会社管理規程に基づき、協議事項、報告事項を明確にし、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を整備し、グループ会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制を維持する。

(運用状況の概要)

子会社に対して、関係会社管理規程に基づき、適切に運用を図っております。協議事項及び子会社の重要事項については経営会議において報告を受けています。

#### ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。

監査等委員の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については監査等委員会の同意を得るものとする。また、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び監査法務部長等の指揮命令を受けないものとする。

(運用状況の概要)

監査等委員を補助すべき使用人として、個別に配置はしていませんが、必要に応じ、適宜総務部がこれにあたっております。取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査等委員の指示の下で業務を行っています。

#### ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものとする。

内部通報者等の保護に関する規程に定めるとおり、監査等委員への報告を行った当社グループの従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものとする。

(運用状況の概要)

監査等委員が取締役会に出席するとともに、経営会議等、重要な社内会議に監査等委員が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。

また監査等委員が稟議書等の重要書類を閲覧できるようにし、十分な情報を得られる環境を整備しています。

監査等委員に報告を行った者が不利な取り扱いを受けない旨を、内部通報者等の保護に関する規程にて周知しています。

#### ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員（監査等委員会）は、監査法務部、関連会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役社長との定期的意見交換を通じての総合認識を共有する。また、監査等委員（監査等委員会）が、その職務を遂行するうえで必要と判断するときは、独自に弁護士・会計士等の外部専門家を活用するものとする。

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(運用状況の概要)

取締役は、取締役及び使用人の監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境整備に努めています。

代表取締役は、監査等委員との間で定期的な意見及び情報交換の会合を実施しました。監査法務部は監査等委員に対し、内部監査の報告を適宜行いました。

また、監査等委員の職務の執行について生じる費用については当社が負担することとしています。

### ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

シンクレイヤグループ各社及びその役員社員等は、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針とする。

(運用状況の概要)

当社グループは、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを行動規範として徹底しています。

また、お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことも実施しています。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関しましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して行うことを基本的な方針としております。

---

事業報告中に記載しております金額は、表示単位未満を切捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,112</b>
現金及び預金	1,600
受取手形及び売掛金	996
完成工事未収入金	1,981
商品及び製品	1,747
仕掛品	49
未成工事支出金	39
原材料及び貯蔵品	605
その他	92
貸倒引当金	△0
<b>固定資産</b>	<b>3,223</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,190</b>
建物及び構築物	203
機械装置及び運搬具	92
土地	1,644
その他	249
<b>無形固定資産</b>	<b>68</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>964</b>
投資有価証券	509
繰延税金資産	338
その他	121
貸倒引当金	△4
<b>資産合計</b>	<b>10,335</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,212</b>
支払手形及び買掛金	1,913
工事未払金	288
短期借入金	300
1年内返済予定の長期借入金	271
未払法人税等	333
未成工事受入金	118
賞与引当金	205
役員賞与引当金	29
工事損失引当金	0
その他	752
<b>固定負債</b>	<b>1,082</b>
長期借入金	314
長期末払金	99
退職給付に係る負債	668
<b>負債合計</b>	<b>5,295</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>4,941</b>
資本金	835
資本剰余金	850
利益剰余金	3,347
自己株式	△92
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>99</b>
その他有価証券評価差額金	△7
為替換算調整勘定	113
退職給付に係る調整累計額	△7
<b>純資産合計</b>	<b>5,040</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,335</b>

## 連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	13,061
売上原価	10,083
売上総利益	2,978
販売費及び一般管理費	1,769
営業利益	1,208
営業外収益	127
受取利息	0
受取配当金	16
為替差益	98
受取賃貸料	3
紹介手数料	0
助成金収入	1
その他	8
営業外費用	17
支払利息	6
社債発行費等	5
株式交付費	2
その他	1
経常利益	1,319
特別利益	3
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	3
特別損失	2
固定資産除却損	1
投資有価証券売却損	1
税金等調整前当期純利益	1,320
法人税、住民税及び事業税	430
法人税等調整額	17
当期純利益	871
親会社株主に帰属する当期純利益	871

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,455</b>
現金及び預金	1,262
受取手形	61
売掛金	1,135
完成工事未収入金	1,911
商品及び製品	1,725
仕掛品	23
未成工事支出金	23
原材料及び貯蔵品	220
その他	104
貸倒引当金	△12
<b>固定資産</b>	<b>3,261</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,046</b>
建物	188
構築物	0
機械及び装置	0
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	189
土地	1,644
建設仮勘定	18
<b>無形固定資産</b>	<b>67</b>
ソフトウェア	55
その他	11
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,147</b>
投資有価証券	434
関係会社株式	44
関係会社出資金	204
敷金及び保証金	10
工業団地積立金	38
破産更生債権等	4
繰延税金資産	330
その他	85
貸倒引当金	△4
<b>資産合計</b>	<b>9,717</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,045</b>
支払手形	752
買掛金	1,109
工事未払金	321
短期借入金	300
1年内返済予定の長期借入金	271
未払金	192
未払費用	76
未払法人税等	323
仮受消費税等	172
未払消費税等	167
未成工事受入金	113
預り金	44
賞与引当金	170
役員賞与引当金	29
その他	1
<b>固定負債</b>	<b>971</b>
長期借入金	314
長期未払金	85
退職給付引当金	570
<b>負債合計</b>	<b>5,016</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>4,699</b>
<b>資本金</b>	<b>835</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>850</b>
資本準備金	811
その他資本剰余金	39
<b>利益剰余金</b>	<b>3,106</b>
利益準備金	35
その他利益剰余金	3,070
別途積立金	330
繰越利益剰余金	2,740
<b>自己株式</b>	<b>△92</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1</b>
その他有価証券評価差額金	1
<b>純資産合計</b>	<b>4,701</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>9,717</b>

## 損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	12,556
売上原価	9,810
売上総利益	2,746
販売費及び一般管理費	1,568
営業利益	1,178
営業外収益	152
受取利息	1
受取配当金	10
為替差益	100
受取賃貸料	18
受取ロイヤリティー	10
助成金収入	1
その他	9
営業外費用	15
支払利息	6
貸倒引当金繰入額	△1
社債発行費等	5
株式交付費	2
その他	1
経常利益	1,315
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	1
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	1,313
法人税、住民税及び事業税	419
法人税等調整額	11
当期純利益	882

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

シンクレイヤ株式会社

取締役会 御中

栄監査法人  
愛知県名古屋市中区  
代表社員  
業務執行社員  
業務執行社員

公認会計士 林 浩史  
公認会計士 近藤 雄大

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンクレイヤ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンクレイヤ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

シンクレイヤ株式会社

取締役会 御中

栄監査法人  
愛知県名古屋市中区  
代表社員  
業務執行社員  
業務執行社員

公認会計士 林 浩史  
公認会計士 近藤 雄大

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンクレイヤ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

シンクレイヤ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

國江 敏 ㊟

監査等委員

葛谷 昌浩 ㊟

監査等委員

清水 綾子 ㊟

(注) 監査等委員葛谷昌浩及び清水綾子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主メモ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定時株主総会	毎年3月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-7111 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所JASDAQ
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL <a href="http://www.synclayer.co.jp/">http://www.synclayer.co.jp/</a> (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行います。)

## (ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

# お知らせ

## 当社の最新情報を配信します

当社では、株主の皆様へ当社の最新情報をお届けするため、IRニューズメールの配信をいたします。ご登録のうえご利用いただきますよう、お願いいたします。



下記URLもしくはQRコードにアクセスいただき、必要事項をご入力の上、ご登録ください。所要時間は5分程度です。

<https://rims.tr.mufg.jp/?sn=1724>



- ※本IRメール配信サービスは、三菱UFJ信託銀行証券代行部が運営しています。
- ※IRニューズメールはHTML形式で配信いたします。
- ※IRニューズメールは日本語対応されていないメールソフトでは正しく表示されないことがあります。

## ホームページのご案内

シンクレイヤに関する様々な情報をホームページでご覧になれます。ホームページでは「会社概要」や「IR情報」など多くの情報を発信しています。

<https://www.synclayer.co.jp/>



ホームページ



IR情報

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

名古屋市中区千代田二丁目21番18号  
シンクレイヤ株式会社 3階会議室

### 交通

- JR中央線鶴舞駅／地下鉄鶴舞線鶴舞駅①出口より徒歩6分
- 地下鉄名城線・地下鉄鶴舞線上前津駅②出口より徒歩8分



※会場には駐車可能台数が少ないため、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ソーシャルディスタンス確保のため座席の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。  
また、株主総会終了後の株主様との懇親会の開催、お土産の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。